

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現 状

当会を取り巻く地域の災害発生状況及び想定される災害発生情報は、ときがわ町が策定したときがわ町地域防災計画（平成31年3月修正）やハザードマップを基に現状分析を行う。

(1) 地域の災害リスク

(土砂災害：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、当会が立地する地域内に於いて、土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域などに指定されているエリアがあり、土石流・がけ崩れ・地すべりが懸念されている。

(地震：J-SHIS、ハザードマップ)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で70%以上の確率で発生すると言われている。

地震ハザードマップによると県内には複数の活断層が確認されており、県北部では、関東平野北西縁断層帯主部に属する活断層が複数確認され、南部では立川断層帯の一つである「名栗断層」などがある。また、町内には「越生断層」が南北に走っており、地震の規模はM6.7程度で、地震発生確率等は不明である。

(その他)

令和元年10月の台風第19号の影響により、町内の道路、山林、各種施設や店舗、住宅などにも広域に被害を及ぼした。

また、平成26年の大雪により、積雪量が、玉川・明覚地区 40 cm～50 cm 西平・雲河原地区 50 cm～60 cm 大附地区 60 cm～70 cm 桐平地区 60 cm～70 cm 大野地区（竹の谷・七重） 60 cm～80 cm 大野地区（舟の沢・勝負平） 100 cm～120 cm あった。これによる被害が下記のとおりあった。

【建物等被害】住家家屋：全壊・半壊0件、一部破損35件 倉庫・物置：全壊・半壊3件、一部破損11件 その他：カーポート（車庫）等76件 【農業被害】ビニールハウス倒壊等17件 【商工被害】工場：全壊1件、半壊1件、一部破損2件 その他：事務所倉庫半壊等7件

【町有施設】光ファイバーケーブルの切断、施設の一部損壊等

(2) 商工業者の状況

【商工会会員事業者数の内訳】

業種等 項目	商 業	工 業	建設業	木工業	合 計	備 考 小規模事業者数 (平成24年度事業所・ 企業統計調査)
商工業者数（平成 24年度事業所・企 業統計調査）	—	—	—	—	468	351
内 商工会会員 事業者数	221	51	94	47	413	—
内 災害特別警戒 区域指定事業所数	—	—	—	—	10	—
内 災害警戒区域 指定事業所数	—	—	—	—	20	—

【商工業者数の内訳】

建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食 店・宿泊 業	サービ ス業	その他	合計
83	160	0	88	35	99	3	468

(3) これまでの取り組み

1) 当町の取り組み

(ア) 防災計画

災害対策基本法第42条の規定及び防災基本計画、埼玉県防災計画に基づき、町の地域にかかる災害について、住民の生命、身体及び財産の保護、郷土の保全を図ることを目的とし、町、県、及び防災関係機関が、その有する全機能を有効に発揮するとともに、住民との積極的な協力により防災活動を効果的に実施するために定めるものである。

(イ) 防災訓練

防災業務に従事する職員の防災実務の習熟と実践的能力の醸成に努めるとともに、関係機関の連携と防災体制の整備強化のため、防災訓練の実施を図るものとする。

訓練に当たっては、様々な事態を想定した訓練を行うとともに、住民の積極的な参加を促す。また、避難行動要支援者等の参加促進を図り、支援体制の整備につなげるものとする。

(ウ)

大規模災害が発生した場合の住民の生活を確保するため、食料、生活必需品、応急給水資機材及び防災用資機材等の備蓄並びに調達体制の整備をする。

2) 当会の取組

- ・ 事業者BCPに関する国の施策周知
- ・ 防災備品（スコップ、溶雪剤、ブルーシート）を備蓄。その他土嚢袋を備蓄していく
- ・ 事業継続力強化支援計画の策定のための行政との協議

II 課題

現状では、ときがわ町とときがわ町商工会における災害時の取り組みは、『ときがわ町地域防災計画』内において、「防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱」により、商工会が災害時に果たすべき業務こそ示されているが、町と商工会間の具体的な協力体制やマニュアルが整備されておらず、緊急時に対応できる人員が少ない。さらに、災害復旧に備える災害保険の活用を提言できる経営指導員も不足しているといった課題がある。

III 目標

- ・ 地区内小規模事業者に対し当会と当町が連携し、災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 発災時における連絡を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・平成31年3月に修正した「ときがわ町地域防災計画」について、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する 災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・令和3年までに作成。

3) 関係団体等との連携

埼玉県において中小企業者のための災害共済として、埼玉県内の事業者向けに、災害共済の普及を推進する埼玉県火災共済協同組合と共同で本事業を実施する。左記組合は地域毎に担当制を設け、町内を適宜巡回しているため、当地域の実情を把握している。また、地域事業所からの一定程度の認知があり、当支援計画を踏まえた上での災害共済の普及の推進が可能である。共済などの重要性を認識することで、災害時に必要な復旧額が判明し、災害時の備えとなる計画策定に繋げることができる。さらに、経営指導員の巡回時も上記組合が有する災害共済メニュー（主に火災共済、地震保険、休業対応共済等）を紹介することで、より一層の災害共済の推進を図る。また、当会主催のBCPセミナーなどを共催で開催し、セミナー内で災害共済の内容の説明を行うことで、災害時の早急な復旧に向けた備えの重要性を説き連携を図る。

4) フォローアップ

当会では広域で、地域事業者向けの経営計画策定のための集団セミナーを行っている。セミナーの参加者はその後、個社の経営（革新）計画の策定に進み、定期的なPDCAのフォローアップを行っている。経営（革新）計画策定時より災害を意識した計画とし、上記フォローアップ時も災害計画のPDCAのサイクルが回るよう支援を継続して行う。

5) 当該計画に係る 訓練の実施

- ・自然災害の地震（震度6強以上）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う。訓練は必要に応じて実施する。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等の発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

・発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。
 職員間のSNSや埼玉県商工会連合会が導入を進めるLINE WORKS（企業向け・ビジネスチャット）等で役職員のグループを組み安否確認を行いながら当会の役職員の被害状況を把握した内容を当町の担当課との電話等でのやりとり（電話使用が不可の場合には、道路の被害状況を見ながら自動車や自転車等による直参）により共有を行う。そのうえで応急対策の実施の可否を検討し、可能ならば応急対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

・当会と当町の間で被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。職員自身による情報収集において、地域の防災無線やラジオやテレビ等で集めた情報を元に出勤をするか否かを判断する。
 警戒レベル3以上の際には自身の安全が確保でき次第出勤し、災害に対する準備活動を行う。
 警戒レベル2以下の際には、自身の安全を確認し出勤し、職員自身で集めた情報収集を行う。
 災害レベル別応急対策活動は下記のとおり。

警戒レベル	災害時における職員の応急対策活動内容
警戒レベル3以上	災害内容を把握し、情報伝達対応と町との避難準備等の連携協力を行う
警戒レベル2以下	職員自身災害情報収集し、町との連携協力と共に災害内容等の確認を行う

※下記『防災気象情報をもとにとるべき行動と、相当する警戒レベルについて』の資料を基に出勤の判断を行うと共に、上記レベルに応じた活動を行うものとする。

情報	とるべき行動	警戒レベル
大雨特別警報	災害がすでに発生していることを示す警戒レベル5に相当します。 何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況 となっています。 命を守るための最善の行動 をとってください。	警戒レベル5相当
土砂災害警戒情報 高潮特別警報 高潮警報*1	地元の自治体が避難勧告を発令する目安となる情報です。避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。災害が想定されている区域等では、 自治体からの避難勧告の発令に留意するとともに、避難勧告が発令されていなくても危険度分布等を用いて自ら避難の判断 をしてください。	警戒レベル4相当
大雨警報（土砂災害）*2 洪水警報 高潮注意報（警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの*3）	地元の自治体が避難準備・高齢者等避難開始を発令する目安となる情報です。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。災害が想定されている区域等では、 自治体からの避難準備・高齢者等避難開始の発令に留意するとともに、危険度分布等を用いて高齢者等の方は自ら避難の判断 をしてください。	警戒レベル3相当
大雨注意報 洪水注意報 高潮注意報（警報に切り替える可能性に言及されていないもの*3）	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2です。 ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認 してください。	警戒レベル2
*1 暴風警報が発表されている際の高潮警報に切り替える可能性が高い注意報は、避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。 *2 夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い注意報は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。 *3 警報に切り替える可能性については、市町村ごとの警報・注意報のページで確認できます。		

引用元気象庁ホームページ『防災気象情報と警戒レベルとの対応について』より

下記職員の居住状況より、災害レベルの状況にもよるが、災害時であっても1～2名は参集できると想定する。

職員居住状況

ときがわ町内 3名、嵐山町 1名、熊谷市 1名、滑川町 1名 合計 6名

[災害（風水害・地震）活動体制]

配備体制	配備基準	主な活動内容
待機体制 【警戒レベル2相当】 (地震の場合震度4相当)	<ul style="list-style-type: none"> ● 台風接近又は気象警報・注意報が発表され、被害の発生が予想される場合 	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報の収集連絡及び災害に対する準備処置を任務として活動を行う。
警戒体制 【警戒レベル3相当】 (地震の場合震度5弱相当)	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害が発生又は発生が予想される場合(台風直撃、大規模火災若しくは大規模事故発生時等) ● 降り始めからの雨量が150mmを超え、さらに50mm以上の雨量が予測される場合 	<ul style="list-style-type: none"> ● 主として情報の収集、報告及び警報等の伝達を任務として活動を行う。
緊急体制 【警戒レベル4相当】 (地震の場合震度5強相当)	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害が発生した場合又は大規模災害の発生が予想される場合(記録的短時間大雨情報や土砂災害警戒情報が発表されるおそれがある場合、又は発表された場合) ● 降り始めからの総雨量が200mmを超え、さらに時間雨量20mm以上の降雨が連続することが予測された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害状況の調査及び非常体制の実施に備えて活動する。又は軽微な被害(床下浸水、道路冠水、自主避難等)が発生した場合において、被害状況の調査及び応急措置の活動を行う。
非常体制 (町本部の設置) 【警戒レベル5相当】 (地震の場合震度6弱以上相当)	<ul style="list-style-type: none"> ● 相当規模の災害が発生又は発生が予想される場合(特別警報発令時等) ● 降り始めからの総雨量が300mmを超えた場合 	<ul style="list-style-type: none"> ● 組織機能のすべてを挙げて救助その他の応急対策の活動を行う。

- ・町内事業所の被害状況を確認し、2日以内に情報を共有する。
(被害規模の目安は以下を想定)

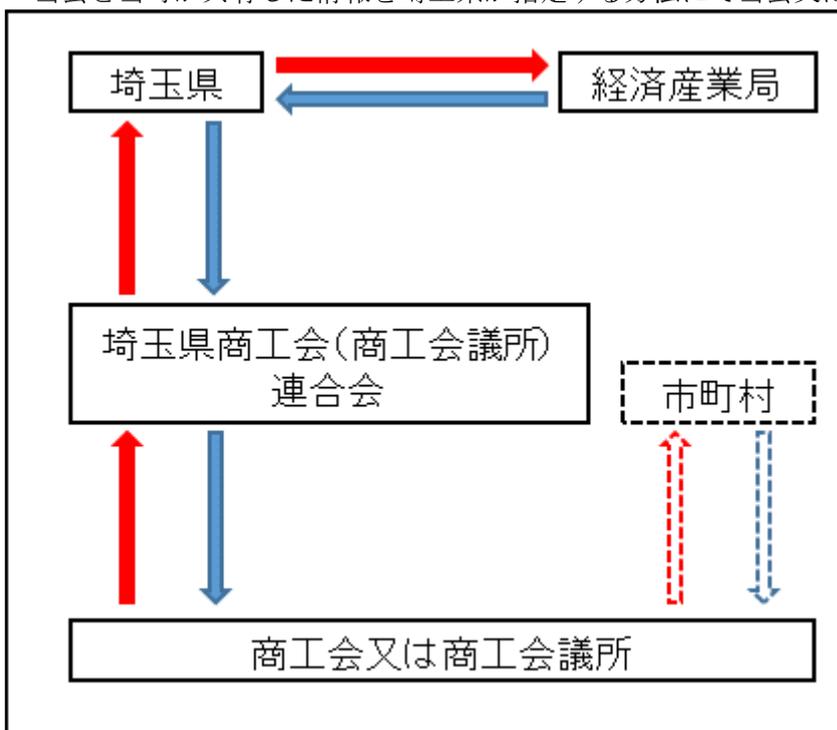
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1カ月	2日に1回共有する

< 3 . 発災時における 指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害状況の迅速な報告及び情報の集約、指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・2次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を埼玉県が指定する方法にて当会又は当町より埼玉県に報告する。



< 4 . 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・当会は、相談窓口の開設方法について当町と協議する（国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5 . 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・埼玉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を埼玉県や上部団体である埼玉県商工会連合会等に相談する。
- ・災害復旧のための融資希望者に対し災害復旧の融資メニューの紹介を当会ホームページや当町の広報等で告知を行う。さらに災害復旧の融資の相談対応および受付業務を法定経営指導員等が対応する。
- ・行政等からの救援用物資及び復旧資材の要請に対しては、可能な限り該当する事業者のリスト

などを提供し、地域全体の復旧に対応する。物資等の需給のマッチングにより地区内小規模事業者の事業の継続を推進する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県へ報告する。

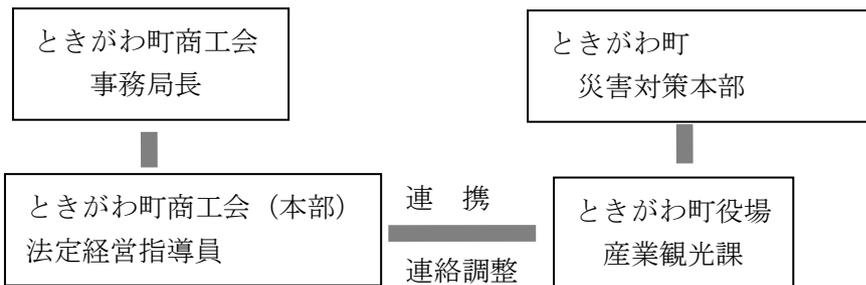
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和2年1月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 柴崎 盛彦(連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会/商工会議所

ときがわ町商工会

〒355-0342 埼玉県比企郡ときがわ町玉川 2475-5

TEL: 0493-65-0170 / FAX: 0493-65-5170

E-mail: tokigawa@syokokukai.jp

②関係市町村

ときがわ町役場

〒355-0395 埼玉県比企郡ときがわ町玉川 2490

TEL: 0493-65-1521 / FAX: 0493-65-3631

E-mail: bousai@town.tokigawa.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・ 専門家派遣費	50	50	50	50	50
・ セミナー開催費	50	50	50	50	50
・ パンフ、チラシ 作製費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、ときがわ町補助金、埼玉県補助金、参加者負担金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
埼玉県火災共済協同組合 理事長 岩崎 宏 〒330-8669 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-7-5 大宮ソニックシティビル7階 TEL048-641-9203/Fax048-645-6984
連携して実施する事業の内容
①災害共済の周知 災害時の復旧の手助けとなる災害共済加入の重要性を地域事業者に向け訴求する。 ②災害時の復旧に必要な金額算定に伴う BCP 計画等の策定推進 埼玉県火災共済協同組合の担当者巡回時に於いて、災害共済の加入推進とともに BCP 計画等の策定の重要性の説明を実施する。 ③BCP セミナーの共催 セミナー内において組合担当者による災害共済の案内を行い、災害時の備えの必要性を説明する。
連携して事業を実施する者の役割
①災害共済の加入推進 ②災害想定時の復旧必要額算定による BCP 計画等の紹介及び周知 ③BCP セミナーの共催
連携体制図等
<pre> graph TD A[とかがわ町商工会 事務局長] --- B[とかがわ町商工会 (本部) 法定経営指導員] C[埼玉県火災共済協同組合 理事長] --- D[担当職員] B --- E[連携 連絡調整 (セミナー開催)] D --- E E --> F[地域事業所] G[災害共済の周知 BCP計画等の策定支援] --> F H[災害共済の加入推進 BCP計画等の周知] --> F </pre>